「定額給付金」「子育て応援特別手当」についてのお知らせ

定額給付金

定額給付金は、国の緊急経済対策として実施される給付金事業です。景気が後退する中で、給付金を広く給付することにより、国民の生活支援や地域の経済対策につなげることを目的としています。

給付に必要な経費（給付費及び事務費）については国が負担し、支給事業は町が実施します。

◇対象者

基準日（平成21年2月1日）において、次の1または2のいずれかの要件に該当する方が対象者となります。

1　住民基本台帳に記録されている方

2　外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者及び短期滞在の方は対象外）

◇申請者・受給者

申請者、受給者は給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各受給対象者）となります。

◇給付額

給付対象者1人につき12、000円を支給します。

※ただし、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については20、000円を支給します。

【具体的な例】

世帯員	年齢	定額給付金の額
世帯主	56歳	12,000円
妻	53歳	12,000円
子	22歳	12,000円
子	17歳	20,000円
祖　母	78歳	20,000円
計		76,000円

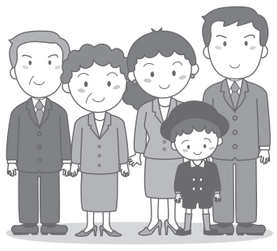

子育て応援特別手当

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮し、一定の要件を満たす第二子以降の子どもについて手当を支給することにより、子育て支援対策につなげることを目的としています。

給付に必要な経費（給付費及び事務費）については国が負担し、支給事業は町が実施します。

◇対象者

基準日（平成21年2月1日）において、次の要件に該当する方が対象者となります。

世帯に属する3歳以上18歳以下（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれ）の子どもが2人以上いる世帯のうち、小学校就学前3年（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ）に該当する第二子以降の子どもで、次の1または2のいずれかの要件に該当する方が対象者となります。

1　住民基本台帳に記録されている方

2　外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者及び短期滞在の方は対象外）

◇申請者・受給者

申請者、受給者は支給対象者の属する世帯の世帯主となります。

◇給付額

給付対象者1人につき36、000円を支給します。

【具体的な例】

Aさんへの子育て応援特別手当　36,000円×2人＝**72,000円**

申請方法や給付方法等について

【申請方法】

各地域の公共施設等を受付会場とする「集合受付」を基本とします。

【支給方法】

原則、口座振替とします。

【申請期限】

申請受付開始から6カ月間、申請受付を行います。

※なお、申請や給付方法などの具体的な詳細については、改めてお知らせします。

ご注意ください！

「定額給付金」及び「子育て応援特別手当」については、皆さんへのご連絡や給付を行う段階にありません。

定額給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」についてご注意ください。

「定額給付金」や「子育て応援特別手当」に関して、総務省（の職員）や市町村などが

■ＡＴＭ（銀行などの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。

■手数料などの振込みを求めることはありません。

■世帯情報などの個人情報を照会することはありません。

■郵便物や電話などで振込先の口座番号を照会することはありません。

ご自宅や職場などに総務省や市町村等の職員などを名乗る電話がかかってきたり、郵便物が届いたら、迷わず役場や警察署または警察相談電話（☎＃９１１０）までご連絡ください。

定額給付金に関する問い合わせ
企画課企画政策係　☎46-1371

子育て応援特別手当に関する問い合わせ
保健福祉課こども家庭係　☎46-5113